

## 第6章 環境保全のための措置

本事業では、工事中の環境影響要因について、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を踏まえ、本事業の実施による環境影響を実行可能な範囲内で回避又は低減するために、環境保全のための措置を講じる計画である。

環境保全のための措置の内容を表 6-1(1)、(2)に示す。

表 6-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
地域社会	人と自然とのふれあい活動の場	<p>本事業では、工事の影響に伴う人と自然とのふれあい活動の場に及ぼす影響の低減に対する配慮の観点から、以下のような措置を講じる計画である。</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設物の形式、色合いを検討することにより、快適性への影響の緩和を図る。</li> <li>・利用上の支障事項等について案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して、ご説明をすることで利用性への影響の緩和を図る。</li> <li>・工事施工ヤードにおいて、工事の規模に適した規格の設備や建設機械を使用すること及びその設備等の配置を効率的にすることで、施工ヤードの設置による改変が小さくなるよう計画する。また、人と自然とのふれあい活動の場の機能を把握したうえで、利用性への影響を小さくするような工事用車両の走行ルートを計画していくことで利用性への影響の緩和を図る。</li> <li>・人と自然とのふれあい活動の場の利用状況を把握したうえで、利用者数が特に集中する時期などには、利用経路に交通誘導員を配置することで利用性への影響の緩和を図る。</li> </ul>

表 6-1(2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境保全のための措置
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域社会</p>	<p>地域交通 (交通混雑、交通安全)</p> <p>本事業では、工事用車両の走行に伴う周辺道路の交通量、交通流に及ぼす影響の低減及び歩行者等の安全な歩行の確保に対する配慮の観点から、以下のような措置を講じる計画である。</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生土の運搬について、貨物列車運搬等を含む車両走行ルート分散化を図るなど工事用車両の走行による影響の低減を図る。</li> <li>・必要に応じて資材及び機械の運搬に用いる車両の走行ルートの変更及び工事施工ヤード等に待機スペースを設け、走行時間帯の管理等を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な影響の回避又は低減を図る。</li> <li>・麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、市道王禅寺 35 号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯（ゼブラゾーン）を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備、活用することで、大型車両走行による影響の低減を図る。</li> <li>・工事用車両について、決められた工事に使用する道路を遵守するとともに、指定した搬入時間を遵守することで、安全管理を徹底する。</li> <li>・工事用車両の運転手に対し交通マナー、工事施工ヤード予定地への出入時における一旦停止及び歩行者優先等の安全運転教育を徹底する。また、周辺の通学路、通学時間帯、安全施設の設置状況及び歩車分離区間等の安全確保に係る情報の伝達を徹底し、注意喚起することで、事故の発生を未然に防止する。</li> <li>・工事を行う期間等、工事計画の内容について、案内板及びチラシ等を利用して周辺住民の方へのご説明を行うことで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促す。</li> <li>・工事用車両の走行時には、工事施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、工事用車両の出入を誘導することで、安全かつ円滑な通行を確保する。</li> <li>・工事用車両の整備を徹底することにより、故障及び不具合による事故発生を未然に防止する。</li> </ul>